

平成28年11月18日「第5回新たな社会的養育の在り方に関する検討会」資料4から変更なし

## 「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」 成果として必要な事項（案）

～「社会的養護の課題と将来像」から「新たな社会的養育の構築」に向けて～

奥山 眞紀子

### 1. 法改正とその実装に関する評価

### 2. 社会的養育の基準（物理的基準からのケアの質の基準へ）

#### 1) 社会的養護・一時保護所に関する基準

(1) 最低基準項目の改定案の提示

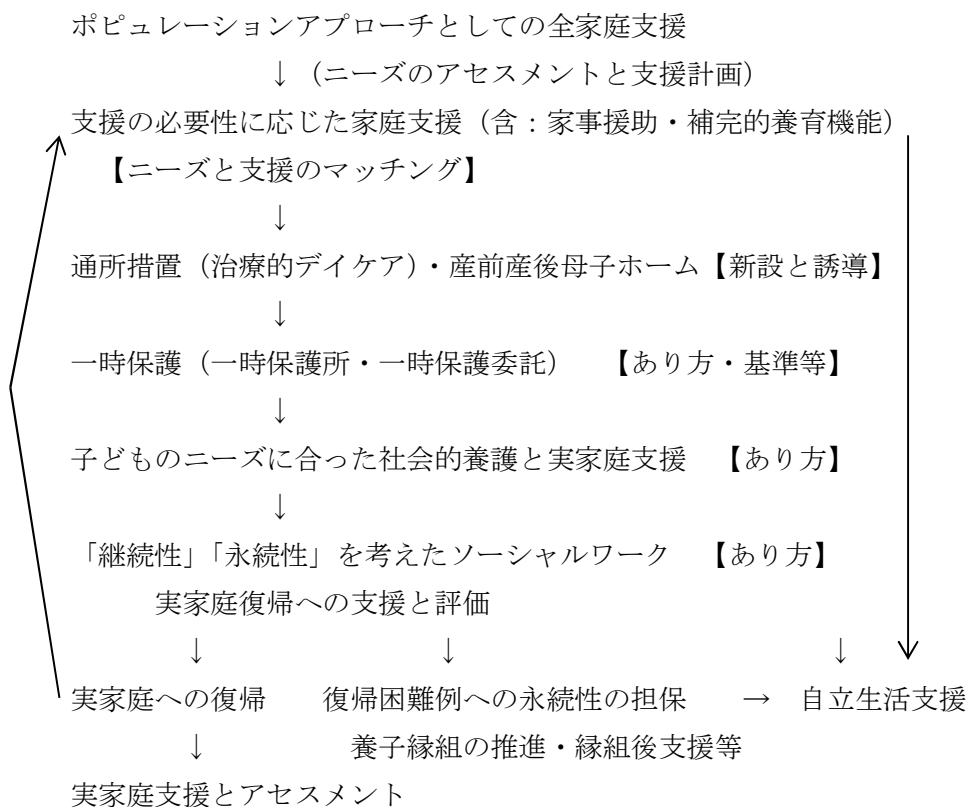
(2) 第三者評価基準及び評価の在り方に関する提言

#### 2) 保育園等の補完的養育についての養育の質の基準に対する提言

3) 家庭養育に関しての支援とその基準（家庭から分離しなければならない基準）

### 3. 社会的養育全体像

上記の基準を背景に、子どもを中心として、「継続性」「永続性」を考えた社会的養育全体の図を作成する。加えて、それぞれのケアの在り方およびケアの形態が変化するときの移行期のケアの在り方を提言する



4. 家庭への支援（市町村 WG の成果を検討して提言）
  - 1) 在宅支援サービスのあり方―要支援・要保護性（家庭のニーズ）に応じた支援
  - 2) 通所措置（治療的デイケア）に向けての提言
  - 3) 児童家庭支援センターの改革（再定義？）の提言
  - 4) 特定妊婦のケアおよび産前産後母子ホームの在り方への提言
  
5. 児童相談所の改革（人材育成 WG の成果を検討して提言）
  - 1) 永続的家庭という育ちの場の保障を見据えたソーシャルワークへの提言
  - 2) それを可能にする人材育成、専門性の向上、資格化の可能性への提言
  - 3) 児童相談所の機能分化に関する提言
  - 4) 政令市・中核市・特別区の児童相談所の在り方への提言
  
6. 社会的養護
  - 1) 改正児童福祉法第 3 条の 2 の定義
    - 家庭と同様の養育環境
    - それが適当でない場合
    - できるだけ良好な家庭的環境
  - 2) それに基づく社会的養護の在り方への提言
    - (1) 家庭と同様の養育環境での養育の在り方
    - (2) 施設養育の目的とあり方
  - 3) 包括的里親養育事業（fostering agency）のガイドライン
  - 4) 里親名称変更の提言
  - 5) 「継続性」「永続性」を担保するソーシャルワークへの提言
  - 6) 「自立支援計画」（ケア計画）に関する提言
  - 7) 社会的養育全体像に基づく施設の在り方の提言
  - 8) 養子縁組制度に対する提言（養子縁組後支援を含む）
  
7. 一時保護（委託を含む）

一時保護時の養育及びケアに対する提言（ケアの変更時の支援を含む）
  
8. リービング・ケア

自立保障の在り方に関する提言とリービングケア・ガイドラインの作成

  - 1) 自律・自立のための養育のあり方に関する提言
  - 2) 継続的支援の保証
  - 3) そのマネジメントを行う機関のありかた
  - 4) 地域生活支援